

市川市建設工事等指名競争入札に係る指名業者選定基準

(基本的選定基準)

第1 基本的選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 市からの措置請求に従わない等契約の履行が不誠実である者及び下請代金の支払遅延等下請契約関係が不適切である者等、不誠実な行為のある者は、指名しないものとする。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は入札執行日前6ヵ月以内に手形、小切手を不渡りした者もしくは会社更正法の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない者等、経営内容が不健全であると認める者は、指名しないものとする。
- (3) 指名業者の選定に当たっては、市川市内に本店を有する業者を第1選定対象とし、当該業者だけでは公正な競争が確保されない場合は、準市内業者、県内業者、県外業者の順で選定対象にするものとする。この場合において、準市内業者とは、市川市内に市川市以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を有する者をいい、県内業者とは、千葉県内に本店を有する者をいう。
- (4) 県内業者の選定に当たっては、本市に近い各市に所在する者から順に行うものとする。
- (5) 市は必要に応じて、(3)の選定対象において県内業者に次いで、準県内業者（千葉県内又は県外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を千葉県内に有する者をいう。）を追加する場合がある。
- (6) 県外業者の選定に当たっては、本市において施工、指名の実績のある者を優先するものとする。

(発注金額を基準とした手順)

第2 発注する工事の条件に該当する業者を対象に、市川市建設工事等資格要件等設定要領に定める建設工事等の資格要件等を考慮し、選定する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。